

天狗の棲み家のご近所で

会員 石島 淳

天狗裁き

「天狗裁き」という古典落語の演目があります。ある長屋の夫婦喧嘩が隣家や大家、奉行所を巻き込む大騒動に発展していき、果ては天狗まで登場して……という噺です。まだご存じない方にはぜひこの演目をご覧になってもらいその結末を聴いていただくとして、ここに登場する天狗についていえば、上方落語では鞍馬山に棲む天狗、江戸の場合は高尾山の天狗という設定のようです。高尾山というと都心からでも気軽に行ける自然豊かな観光地として八王子市に位置しています。

さて、この八王子の地において、地域に根ざした法律事務所を求める声に応じて設立されたのが私の勤務する法律事務所です。設立が1974年のことで、来年は事務所創立40周年を迎えることになります。そうした節目の時期に、八王子での弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。事務所で取り扱う事件は多岐にわたっており、一般民事はもちろん、過労死・過労自殺の救済などを始めとする労働事件、横田基地の騒音をめぐる公害問題や高尾の自然を守る環境問題（高尾山天狗裁判）など、この地域ならではの事件も多いのが地域に密着する事務所としての特徴といえるでしょう。

それは間違っすらいない

事務所の運営では人権の擁護や平和・民主主義の発展を重視しています。そのため、憲法の講演や学習会の依頼が寄せられることも多く、私自身も話をする機会をいただいています。労働組合や地域の学習会、大学生の勉強会など、依頼を寄せる団体はさまざまなので、団体ごとの要望にあった話をするように工夫

をしていますが、毎回試行錯誤の繰り返しになっています。

特に今年の夏以降は、自民党の改憲草案について知りたいという依頼が多く寄せられています。憲法学に触れたことがあれば当たり前のこととして教わる立憲主義ですが、これが理解されているとはいいいがたい草案なので、立憲主義のそもそもからわかりやすく説き起こすことが毎回の講演・学習会の目標になっています。見出しに掲げた「間違っすらいない」という言葉は、ある物理学者が、水準に達していない論文を評して述べたものだそうです。現在の憲法学からみると及第点にはほど遠いことを端的に示すのに格好の名言として、講演や学習会でも紹介させてもらっています。

地域にとけ込んだ法律事務所

弁護士として行うこうした講演や学習会のほかに、地域で平和運動を行っているさまざまなグループと一緒に実行委員会を運営して講演会を企画したりもしています。今年の4月には伊藤真会員を八王子にお招きして憲法のお話をいただき、800人が入るホールをほぼ埋めることができました。そして、この実行委員会の更なる企画として、11月16日に開催した、学習院大学の青井未帆教授をお呼びしての「憲法と民主主義の危機！～静かに進む『改憲』～」と題した講演も成功に終わりました。この企画でも、地域の人々と交流しながら楽しく準備を進めることができました。積極的に地域にとけ込んで活動するというこの法律事務所のスタンスが面白いところであり、こうした活動のひとつひとつを通じて、地域に密着した弁護士になれるよう楽しみながら過ごす毎日です。